

武相の民権運動とその特徴

【はじめに】

今日の主題＝「明治10年代の武相地域に自由民権運動は何をもたらしたのか」

- 武相地域とは？
(=旧神奈川県)
 - 武蔵1区・9郡＝横浜区、都筑郡、橘樹郡、久良岐郡、
南・北・西多摩郡
 - 相模9郡＝高座、鎌倉、津久井、愛甲、淘綾、大住、三浦、
足柄上・下
- 自由民権運動とは？
 - ▶天賦人權論に基づいた権利保障要求
 - ▶代議政治・立憲政治の実現要求運動＝対政府を意識した「権利」「自由」獲得運動
板垣退助ら愛国公党のメンバーが「民撰議院設立建白書」提出（1874＝明治7年）
→新聞・雑誌で民選議院論争が展開する
国会開設の請願・建白、私擬憲法起草（私立国会による立憲制樹立をめざす）
自由党……「善美ナル立憲政体」の樹立が目標
 - ▶国民国家の形成をめざす運動＝自己と向き合う運動
国民としての自覚を持ち、主体的に国家・社会の形成と向き合う人民の形成
＝「自主」「自治」「進取」の精神獲得
 - ▶公論を根拠にした正当性→公共性重視の発想にもつながる
- 武相（旧神奈川県）の自由民権運動の経過と特徴を考える
 - ▶一般化している土佐派の自由民権運動イメージ
愛国社・立志社・自由党…＝当初から政府との国家構想をめぐる政治対立
 - ▶明治維新を主導した藩と自由民権運動の動機や特徴が同じとは考えにくい
 - ▶「三多摩壮士」のイメージ

1. 自由民権運動の全国的な展開過程

慶応4・明治元	戊辰戦争
(1868)年	五か条の御誓文（「一、広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ」）
明治2(1869)年	版籍奉還
明治4(1871)年	廃藩置県
明治5(1872)年	学制
1873(明治6)年	徴兵令・地租改正
1874(明治7)年	愛国公党（板垣退助ら）「民撰議院設立建白書」提出→民選議院論争 立志社設立
1875(明治8)年	愛国社設立

漸次立憲政体樹立の詔

新聞紙条例・讒謗律

- 1876(明治9)年 士族反乱・地租改正反対一揆頻発
- 1877(明治10)年 西南戦争勃発、地租軽減(3%→2.5%)
- 1878(明治11)年 愛国社再興大会
地方三新法(郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則)
- 1880(明治13)年 国会開設運動、愛国社第4回大会で国会期成同盟発足
集会条例制定
国会期成同盟第2回大会→次会に憲法草案持ちより協議することを決定
自由党結成に向けた会合はじまる
- 1881(明治14)年 開拓史官有物払い下げ事件→大隈重信(参議・大蔵卿)とブレーン失職(明治十四年の政変)
松方正義大蔵卿就任、デフレ政策
国会開設の詔
国会期成同盟第3回大会→自由党結成
- 1882(明治15)年 板垣退助岐阜で遭難…「板垣死すとも自由は死せず」?
立憲改進黨結成
集会条例改正
自由党機関紙『自由新聞』創刊
板垣洋行問題(反対を押し切り後藤象二郎と洋行)
福島事件
- 1883(明治16)年 板垣退助帰朝→寄付金15万円募集を要求(結果10万円で妥協)
自由党急進派の活動活発化
地租軽減運動開始
- 1884(明治17)年 自由党解党
秩父事件
- 1885(明治18)年 大阪事件

2. 県会開設、結社の時代へI(武州の動き)

・『横浜毎日新聞』の役割…「多事争論」的世界、公論的世界の形成に一役買う

1878(明治11)年1月16日…**西多摩小学校での演説会 →史料1・2**

演説のテーマ……第1回=①勸業并に養蚕奨励の説、②究理学の説、③父兄の子弟に対する義務、④専ら内国品を用ゆ可き説、⑤半開国の人民は疑惑多き説、⑥人民の政府に対する義務、⑦節儉の説、⑧職業奨励の説、⑨茶製を盛大にすへき説、⑩品行を正すの説

第2回=①政府へ対し義務を尽す説、②生徒の行を正くする説、③農間に夜学を勉強する説、④養蚕得失利害の説…

- ・中心人物…佐々蔚（西多摩学校訓導）、坂本海助、指田茂十郎
 ＊学校が会場、訓導と地域有力者(指導層)が主導

1878（明治11）年1月17日…**衆楽会**結成

仮本部…愛染院蓮華寺

会長…江口栄雲（昇隆学校権訓導） →史料3・4

幹事…内野左衛門・石井権左衛門

- ＊多摩地区で最初の学習結社（学びの拠点、学校を母体に）
- ＊「五か条の御誓文」を重視した会長あいさつ
- ＊明治政府（文明開化政策）への肯定的評価
- ＊「自治ノ道」を知るための組織
- ＊そのための学術演説・討論・読書会の定期開催

- ・1878(明治11)年5月…**責善会**の結成

橋本政直の投書「起責善会議」（『横浜毎日新聞』明治11年3月12日号掲載） →史料5

→目 的…過失の格正・疑事の討議→責善へ、知識の開達、産業の振興

活動形式…討論（ディスカッション）

メンバー…小野路・野津田・小山田周辺の名望家層

橋本政直・石阪昌孝・小島守政・薄井盛恭・村野常右衛門

儒教的教養に基づく思考

個人の知識や精神の発達・高揚を重視→「進取」「自主」「自治」的態度の重視

儒教的かつ近代的態度で地域秩序の再編をめざす修養結社

- ・1879(明治12)年3～4月…**神奈川県会**の創設

近代的（＝西洋的）議会運営の初体験

初代議長石阪昌孝の演説…議会運営上のマナー重視 →史料6

開港場横浜を抱える神奈川県を自覚

神奈川県会の成功から国会開設実現へというビジョン

→各議員は弁舌の重要性和議論進行のマナーを実感→ノウハウが各議員の地元へ
 神奈川県有力者が初めて集う場へ→神奈川県を運動領域にするきっかけ

- ・1880(明治13)年4月…**琢磨会**の結成

→目 的…学芸・演説討論の研究

活動形式…演説討論

メンバー…小川・能ヶ谷・岡上・高ヶ坂・鶴間などの名望家層

細野喜代四郎・井上光治・神蔵喜六ら

演説討論により知識の向上を目指す学習結社

- ・**五日市嚶鳴社**から**学芸講談会**の結成へ

1880(明治13)年5月14日…**五日市嚶鳴社**の結成

→目的…学術研究

活動形式…弁士招聘による演説聴講

メンバー…土屋勘兵衛・深沢権八・土屋常七・馬場勘左衛門

都市民権家の演説結社嚶鳴社の支社

千葉卓三郎の憲法起草活動からの刺激（1880(明治13)年末～1881(明治14)年夏頃）

1880(明治13)夏～1881年夏ころ…**学芸講談会**の結成

「学芸講談会規則」制定（1881(明治14)年7月頃）

→目的…各自の智識交換、気力の興奮

活動形式…学芸上の講談演説・討論、隔月で弁士招聘

メンバー…五日市町周辺の名望家層と勸能学校教員ら

深沢権八・内山安兵衛・土屋勘兵衛・土屋常七・馬場勘左衛門
・千葉卓三郎ら

「私擬五日市討論会概則」制定（1881(明治14)年8月頃）

→討論会の細則、横浜の演説討論結社顕猶社の「討論会概則」を参考

「学芸講談会盟約」を制定（1882(明治15)年3月）

→支部の設置、遊説委員の派出、役員の充実

演説・討論による弁舌能力向上と知識の向上を目指した学習結社

組織拡大方針に変更…自由党の支部的活動を視野に？

・武蔵六郡懇親会から自治改進黨の結成へ

1880(明治13)年12月5日…**武蔵六郡懇親会**（於府中駅高安寺） →史料7

cf. 武蔵六郡＝北多摩・南多摩・西多摩・橘樹・都筑・久良岐の6郡（+横浜区）

1880(明治13)年12月5日…**府中演説会**（於府中駅称名寺）

弁士＝肥塚龍・野村本之助、閉会后懇親会に合流

→武蔵六郡懇親会・府中演説会で自由党結成に向けた動きがあることを知る？

1880(明治13)年12月10・11日…**自由党結成準備会**への参加

12月6日～ 神奈川県会開会

12月10～13or14日 県議吉野泰三・内野左衛門が自由党結成会議参加のため上京
（11～13日は県会が議員の定数に足りず休会）

12月10・11日 「自由改進黨結成盟約」に参加

1881(明治14)年1月5日…**北多摩郡懇親会**開催（府中駅松本楼）

→**自治改進黨**結成へ合意

「自由改進黨盟約」を紹介し、それをもとに盟約書作成作業に入る

自治改進黨内に「**新聞雑誌購読会**」設置

1881(明治14)年1月15日…自治改進黨総会開催（於府中駅高安寺） →史料8

→「自治改進黨総則」を作成

支社的組織として、**交潤公益社**（現狛江市周辺）・**中和会**（現東大和市周辺）

自由党結成の動向に呼応、北多摩郡全域範囲とする

目的…自治の精神養成、自主の権理拡充
活動形式…演説討論、新聞・雑誌の講読
メンバー…北多摩郡全域各村の名望家層

吉野泰三・内野左衛門・本田定年ら

・ **武相懇親会** から **融貫社** 結成へ

1881(明治14)年1月30日…**武相懇親会** (於原町田吉田楼) →**史料9**

cf. 武相=当時の神奈川県(武蔵六郡+相模9郡)

目的…人類の開明、武相(広範囲)の団結→智の集約、佳域へ進行

活動形式…懇親会(酒宴+演説会(都市民権家を弁士として招聘))

メンバー…南多摩軍を中心に高座郡・都筑郡などの名望家、末広重恭・肥塚龍ら弁士
融貫社世話人により「融貫社規則」草案が編まれる →**史料10**

1881(明治14)年11月3日…「融貫社規則」検討会議開催(原町田村吉田楼)

→**融貫社**結成

目的…民権の回復、国権の拡張、国民の義務講明、政体の改良、
立憲政体の基礎確立

活動形式…演説討論・代言教育、新誌発行

メンバー…南多摩郡の有志を中心に高座郡・都筑郡・橘樹郡に広がる

天賦人権論に基づく論理、政治的課題を明確化した政治結社

- ・ 学芸講談会(西多摩)・自治改進黨(北多摩)・融貫社(南多摩+高座・橘樹・都筑) それぞれが自由党結成へ呼応(支社的活動)

3. 県会開設、結社の時代へⅡ(相州の動き)

- ・ 1879(明治12)年3~4月…**神奈川県会**の開会 神奈川県有力者が初めて集う場に
- ・ 交詢社とのつながり(1880(明治13)年頃から)
- ・ **国会開設運動**の組織的活動
郡単位に組織的に署名活動
→23,555名の署名、福沢諭吉が文案作成、提出(1880(明治13)年6月7・8日)
- ・ 郡単位の組織による憲法学習継続方針
 - ・ 大住・洵綾…**湘南社**・**湘南講学会**
 - ・ 愛甲郡…**相愛社**・**講学会**
 - ・ 高座郡…**恵迪社**(組織内容・活動は不明)
 - ・ 足柄上・下…**足柄講学会**
 - ・ 津久井…**定期法律研究会**
 - ・ 三浦郡…?
 - ・ 鎌倉郡…?
- ・ 結社を維持したまま個々に自由党へ加入

4. 自由党結成と武相地域の動向

- 1881(明治14)年10月 自由党結成…中島信行が副総理、武相地域でも数人が入党
- 1882(明治15)年初頭 自由党員大石正己・柏木盛文のオルグ活動
→武相地域各結社が自由党へ接近、個人的入党者あり
ex. 融貫社では1月の総会（大石・柏木参加）で自由党支部設
立方針決定
- 4月 板垣遭難（岐阜事件）
“政府の刺客では？”との憶測が蔓延
反政府運動色を一層強める
- 6月 **集会条例改正**…政党・政治結社の地方支部と組織連携を禁止
- 7月 融貫社などの解散、**融貫社講学会**の設置
融貫社員20名が自由党本部に入党手続
*同様に各結社は自由党との連携をしていない組織として維持す
るか、解散し直接入党手続きを取るかの選択を迫られる
*以後、講学会としての学習活動を継続しつつも、各地での演説
会開催を中心にした活動へ（演説会は各地で頻繁に）
→活動を継続しつつも、政治活動をする地域基盤を失う
- 11月 板垣退助・後藤象二郎が外遊へ（伊藤博文らの計略）
党の求心力を失う、一部幹部党員の離党
立憲改進黨からの批判
→対抗的に「偽党撲滅」運動への質的変化
対峙する相手が政府から立憲改進黨へ
- 1883(明治16)年6月 板垣ら帰朝、“総理辞任（解党）か資金募集15万円か”の発言
“資金募集が成功するなら、生命を厭わず党務に尽力する”
“党員は5万人なので1人1円で5万円、有志の中には1,000円
出す者もいるはずだから、容易に成功するはず”
*松方デフレの深刻な状況への理解が浅い？
- 7月 自由党常議員会で、10万円の資金募集方針を決議
- 8月 「**南多摩郡自由党員内規**」を制定
- 10月 **八王子広徳館**（代言事務所・南多摩郡自由党員通信事務所）開設
多磨講学会（教育・学習結社）の開講
- 1884(明治17)年3月 全国の寄付金合計額が1,930円（神奈川県では500円）
→翌月までのノルマを42,000円（神奈川県は5,000円）と設定
- 4月 **相愛協会**結成（愛甲郡）
- 5月 「**愛甲郡自由党員内規**」制定（愛甲郡）
- 8月 板垣総理を招いての**鮎漁大懇親会**開催（青梅）
- 10月 全国の寄付金合計額が10,000円（神奈川県では1,000円）

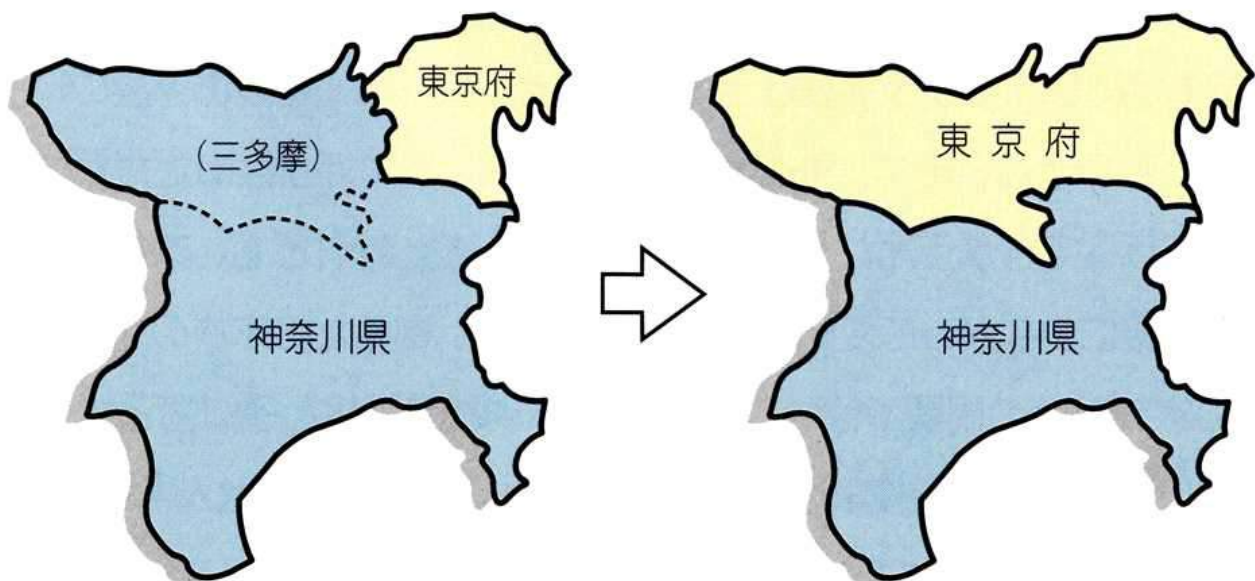
自由党大会で解党を決議（国会期限短縮建白提出方針を確認）
11月 **神奈川県苦楽府**結成（八王子広徳館内）

県下有志の連携維持目的

「神奈川県」を範囲とした最初の組織、実態は南多摩郡中心
南多摩郡有志が**国会期限短縮建白**を提出（全国で唯一）

【まとめ】

- ・ 地域秩序を重視した運動としての開始
- ・ 神奈川県会体験の重要性
- ・ 能動的に社会と向き合う主体的個人を尊重する姿勢
「自主」「自由」「自治」「自衛」「進取」などに象徴されるように、独立した個人であることを重視
- ・ 運動の背景にある政治的公論空間との関わり（『横浜毎日新聞』）
- ・ 全国的運動への合流＝運動のスタンダード化
政府の弾圧強化→秩序形成運動から反政府運動へ
- ・ 結社の時代
近世（江戸時代）＝身分制（同身分による結合が基本）
近代（明治時代）＝身分制の解体（身分を超えた結合可能な社会）
政治制度・社会の価値基準の大きな変化→社会的課題の噴出
地方議会制度の成立→地域指導層内で演説・討論の需要高まる
（演説・討論は西洋から流入された新奇な文化）



史料 1 西多摩学校での演説会を報じる記事 明治11年 1月24日 (『横浜毎日新聞』二一四六号)

○福澤諸大家の演説会を首唱するより我が人士輩は翕然として其風を承け演説会の行はる、漸く盛んなれども概ね都会人士輻輳の地に限りて鄙野民間には未だ聞かざりしが茲に武州多摩郡多摩村辺に於ては客年より有志輩相集り演説会を催したるに追々同志相加^(者)り幾んど三十余名に及び去る十六日旧羽村西多摩学校に於て発会式を行ひたるよし今其摸^(模)様を聞くに集会の諸彦は更々壇上に登りて演説し第一席は勸業并に養蚕奨励の説第二は究理学の説第三は父兄の子弟に対する義務第四は専ら内国品を用ゆ可き説第五は半開国の人民は疑惑多き説第六は人民の政府に対する義務第七は節儉の説第八は職業奨励の説第九は茶製を盛大にすへき説第十は品行を正すの説と順序に演説し傍聴人も大勢ありて実に目覚ましき事でありたりと

史料 2 西多摩学校での演説会開催を報じる記事 明治11年3月6日 (『横浜毎日新聞』二一七九号)

○本県管下武州多摩郡多摩村西多摩学校の生徒は僻村に養育すれど行儀等正よく学事を勉め其上達せしものも数多ありとまた去月廿四日該村の佐々坂本指田の三人が同志を謀^(はか)り演説会を執行され同日は男女老幼の差別なく孰も傍聴に赴きたりと其演^(演)する処の大略は政府へ対し義務を尽す説生徒の行を正くする説農間に夜学を勉強する説養蚕得失利害の説等なりと本港某氏より報知の儘を

史料 3 「衆楽会開講式」 1878(明治11)年 1月17日

(藏敷・内野秀治家)

衆楽会開講式

明治十一年一月十七日(木曜日)、郷党ノ学士相与ニ譜自治ノ道ヲ知ラント欲シ、相与ニ之レヲ詢リ衆楽会ヲ設為シ、連月一回若シク二回ヲ期シ、各自集会シテ切磋琢磨シテ、或ハ文ヲ講シ、或ハ書ヲ評シ、或ハ余時ニ詩歌ヲ詠ス、蓋シ此会ノ号アル所以ナリ

午後第壹時、当区長川嶋正義、会長江口栄雲、幹事内野徳隆、石井権左エ門、交會員数名各客室ニ入ル、尋テ昇隆学校訓導内野吉治、生徒若干名ヲ率ヒテ同ク客室ニ来ル、而シテ会場ニハ高机軟榻ヲ列置シ、机、毛氈ヲ覆へ、其上ニハ松竹梅ノ三枝ヲ捕ミタル銅瓶ヲ備へ、和氣降々然タリ

同三十分戸長并ニ会長、幹事及ヒ会長、幹事及ヒ會員、訓導并ニ生徒等各席ニ就キ、育列肅然祝文ヲ朗読ス (後略)

史料 4 衆楽会開講の祝辞 1878(明治11)年 1月17日

(藏敷・内野秀治家)

祝文

維明治十一年一月十有七日石沢山愛染院ニ於テ講席ヲ開キ其式ヲ行フ謹テ御誓文ヲ拝誦スルニ広ク会^(議)儀ヲ興シ万機公論ニ決スベシ上下心ヲ一ニシテ官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ゲ人心ヲ倦マザラシメンコトヲ要ス旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基ク可シ知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシト大イナルカナ宸誓ノ大旨実ニ蒼生無涯ノ大幸福ナリ於是乎シン一有志ノ輩国恩ヲ謝セント欲シ此ノ講会ヲ開キ広ク愚夫愚婦ヲ誘導シ以テ倫理ヲ明ニシ旧俗ノ悪シキ去リ新タ日々ニ新ニシテ又日ニ新タニセズンバアルベカラズ

権訓導 江口栄雲敬白

史料5 責善会創立者橋本政直の投書「起責善会議」 明治11年3月12日（『横浜毎日新聞』第2184号）

○世に楽善会あれば又択善会ありと云ふ様に人々善々と善道に進む世の中なれば本県下第八大区に於ても橋本政直子の創意にて此程責善会を起され其規則書一通を送られたれば左に掲ぐ

起責善会議

夫子曰丘也幸苟有過人必知之矣嗚呼聖人ト雖トモ猶此語アリ況ンヤ其他ヲヤ何人カ能過ナカラン此ヲ責ムルノ友在テ而後悟之改而憚ル無ク以ツテ善人タルヲ得ヘシ直幸ニシテ諸君ト莫逆ノ交ヲ辱フシ平素薰陶ヲ受過ヲ知り非ヲ悟ル亦僅少ニアラス然リト雖トモ過ヲ拳失ヲ責ムルハ固人情ノ難スル処豈何分ノ知テ言ハサルコト無カラシヤ然ルトキハ不知不識幾分ノ非ヲ遂ケ理ヲ誤ルコトナシト言フヘカラス冀クハ責善朋友ノ道也ノ語ヲ服膺シ更ニ^(一)三社ヲ創結シ月々相会シテ論弁詳説兼テ疑ヲ解キ迷ヲ醒シ是ニ次ニ雅遊ヲ以テシ各自正道ヲ履行智識ヲ開達陳雷ノ交幾層ヲ増サンコトヲ因テ責善会規則一篇ヲ草シ以テ諸君ノ高議ヲ請フ諸君微衷不捨兩端ヲ叩テ其可否ヲ議定セラレハ幸甚

神奈川県下住 橋本政直

責善会規則

第一条 此責善会ハ社友相共ニ協心同力シテ過失ヲ弁論シ疑事ヲ討議シ非ヲ責正ヲ助ケ智識ヲ開達シ産業ヲ隆盛ナラシメ其他百般各自ノ便益ヲ計リ邪ニ墮リ理ヲ誤ルコトナク修身齊家ノ基礎ヲ固シ交誼慎密喜戚ヲ同フスルコトヲ要スルナリ

第二条 連月第二ノ日曜日ヲ以テ会日トナシテ午前九時開延^(延)午後四時退散ス臨時議事アレハ檄ヲ馳以テ臨時会ヲ開設ス可シ

第三条 会日社員事故アツテ闕席スル時ハ必ス事由ヲ報告ス可シ但臨機ノ公務不時ノ疾病等ニテ報告ノ間ナキハ此限ニアラス

第四条 会日弁當齋持シ別ニ金五錢ヲ出シ以テ費用ニ充ツ但其饗応費金ニ超過スルトキハ席主ノ罪ヲ責テ以テ罪ニ当ツ可シ

第五条 会場ハ社員順次自宅ヲ用ユ故アツテ他ノ社員ヘ託スルハ妨ナシ但一身上ニテ臨時会ヲ設クルハ該員ノ宅ヲ用ユト雖トモ且亦事故ニ因リ他ニ委スルコト有可シ

第六条 着到會計ノ二簿ヲ製シ置順次席主ニテ預リ毎会登記ヲ怠ル可カラス

第七条 席順ハ年齢ヲ以テ列シ故ナク揖讓ス可カラス但シ席主ハ下席ニ列シ進退周旋ニ便ナレハナリ

第八条 社員タル者ハ親戚長幼尊卑ヲ不論過失ト見認メ或ハ該員身上ニツキ忠告スヘキコトアレハ毫モ忌憚ナク弁論シ受言者不服ナレハ答論弁駁是亦嫌疑スル所ナク外社員モ各其衷情ヲ陳シ可否ヲ詳議ス可シ

第九条 社員自己ノ身上ニ於テ不決ノ事アリ或發意ノ事項アレハ理由ヲ解説シテ社員ノ異見ヲ問フヘシ衆社員ハ各自心腸ヲ吐露シ審説明弁スルヲ要ス若シ^(已)一巳ノ所論ナキ者ハ何番ノ説ニ同意ト明瞭ニ表スヘシ決シテ箝口摸稜ノ弊有可ラス

第十条 質問答論総テ一員ツヽ發言シ了テ他ノ一員發言スルヲ例トス

第十一条 会場ニ於テ討論過激ニ涉ルトモ決憤怒ノ念ヲ起ス可カラス各自虚心公平ヲ常トスルハ勿論惣テ造物者ニ向ツテ対答スルモノヽ如ク為ル可シ

第十二条 討論上暴言罵詈スルコト無ク条理ヲ開陳シ勤メテ言路通暢ヲ主トス犯ス者ハ退会セシムヘシ

第十三条 罰則ハ社員七分以上ノ説ニ随フ可シ

第十四条 質問納言細大洩サスト雖トモ閨門金穀ノ二項人情ノ尤言フニ忍サル所也因テ該項ハ封書ヲ以テ密告スルヲ例規トス受言者面析ヲ要スルハ此限ニ非ス

第十五条 責善ノ討議了テ本日別ニ議ス可キ條款ナキ時ハ其旨ヲ速テ局ヲ終而シテ後退散ノ時間ニ至ラサレハ詩歌連俳書画插花^(書)基各自好ム処ニ從テ余興ヲ添ルヲ常トス

第十六条 酒宴ハ必責善ノ討論了テ開筵ス可シ

第十七条 猥リニ社員外ノ人員ヲ誹議シ暴慢ノ処為ヲ為ス可ラス

第十八条 社員ハ各自姓名簿ヘ姓名ヲ自記シ捺印シ若退社スルトキハ歲月日何々ノ事由ニテ退社スト頭書シ消印ス可シ

第十九条 新ニ入社ヲ望ム者ハ社員會議ノ上可否ヲ決シ入社スルトキノ歲月日入社ト頭書シ記名捺印ス可シ

右條款確守ス可キ事

神奈川県下 第八大区

史料6 初代県会議長石阪昌孝の議会での演説 明治12年3月28日 (『横浜毎日新聞』第2494号)

〔前略〕

全筆記(廿七日午前十時五十五分開場)欠席二番(平沼)拾五番(早矢仕)二拾九番(原)三十二番(淺葉)四拾二番(指田)の五氏なり

議長議員一同席に就きし時九番(戸塚氏)は十五番(早矢仕氏)の代理を依託されたる旨を述べたれば議長は番外一番をして其不都合なる所以を説明せしめ且つ代理に及ばずと述べたり右終りて四十六番(神藤氏)は昨日建議せし次第を述べ始めたれば議長之を中止して曰く昨日は第一次会尽く終りいよ〜今日より第二次会即ち逐条審議に取掛らんとする前に於て訥弁ながら聊か諸君に注意せんと欲する件々ありその件々は他にあらず即ち會議に付ての件々なり抑々県会開設の義は実に重大の事なれ共諸君の中或は其原因を了解せられざる人なきにしもあらざるべしと見受けたり元來この會議は民間の集會と同じことにてその相談を多数によりて決し而して其決議は深切より成立たる説に左袒するは必定のことなり今日御同様改まりたる場所に臨み民間の集會相談を擴張して議會とか^(会か)県書とか申すことに立至るは実に一般の事が進歩したる明証にして我々に於ては大に喜ぶべき事なり就ては議員諸君に於て言語も成る丈雅に致し發言の順序も書取れば直ちに文章を成す様に致したし去ながら性來訥弁にし言語往々忌諱に觸るゝ拙者の如き者あるもまた知るべからずと雖ども希くは満場の各員十分に胸中を吐露し且つ務めて篤実徳義上より議論を發せらるゝ様に致し度なり又今度県会を開かれし原因は当時令公も説明されし如くこの上もなき重大なる事にてその重大なる事を負荷する各議員もまた貴重の人と言はざる可からず只横浜は五港の第一に位して斯る大厦高楼あれば之を借りて議場となすと雖ども或はこの美麗に眩惑して胸中の蘊奥を尽す能はずして退て後言なき様お尽し下され度この義は別段に願ふなり又この發會は所謂ゆる二葉の苗木と同様漸く萌芽を生せし者なれば各議員の勲励によりていよ〜盛大に赴き遂に之を擴張して国会と迄至れば独り諸君の榮譽のみならず實に我か神奈川県の榮譽とも云はん故に拙者はこの二葉なる發會が速に喬木となり虫にも食れず風にも逢はざるを是れ祈るなり希くは漸く進歩して国会迄に上らんと欲す是れ大言に似たりと謂ども決して然らず終には此の會をして各国に誇るに足る喬木とならしめんと偏に諸君に祈る所なり故に重ねて願くは来年に至らば満場練磨を経て進歩の功を奏せんこと又目を拭ふて期する所なり又昨日十二番(山本氏)四十六番(神藤氏)より建議書差出されしが慥に来年の通常會議まで留置きに致すべし是義は演説の序に申

述るなりまた凡そ動議質問の時には先づ議長と呼び次に番号を唱ひ議長の其番号を呼び返せし後ち建議とか質問とか言ひ然る後ち口を開く様に致したしと述へられたり

史料7 千葉卓三郎の演説草稿（政府人民反射論） 明治13年12月（推定） （深沢家文書）

西哲嘗テ曰ク其国ノ政府ハ其人民ノ反射ナリト蓋シ一國ノ人民ハ一國政府ノ実体ニシテ一國ノ政府ハ一國人民ノ反射ナリ米ノ人民ニシテ米政府アリ英ノ人民ニシテ英政府アリ魯ノ人民ニシテ魯政府アリ支那人民ニシテ支那政府アリ開明自由ノ人民ニシテ立憲同治ノ政府アリ無智無力ノ人民ニシテ専制独裁ノ政府アリ然ラハ則チ今ノ日本ノ人民ニシテ今ノ日本ノ政府アルハ固ヨリ其所ニシテ決シテ恠ムニ足ラサル可シ譬ヘバ爰ニ明鏡アラン美容ヲ対スレハ美容ヲ反射シ醜容ヲ対スレハ醜容ヲ反射セン而シテ其反射ヲ異ニスル所以ノ者ハ鏡ニ由テ然ルニアラス必ス実体ノ然ル者アルニ由ラスンハアラサルナリ吾輩人民若シ反射ノ醜容ナルヲ厭フ可クンハ則チ必ス自ラ修テ美容タランコトヲ勉ムヘシ吾輩人民決シテ将来美容タル能ハサル者ニアラス惟タ之ヲ為サバルノミ否ナ之ヲ為サバルニアラス惟タ之ヲ為シテ未タ果サバルノミ諺ニ曰ク天ハ自ラ助クル者ヲ助クト又曰ク天ハ幸福ヲ人ニ濫与セス而シテ之ヲ其進取精修ニ与フト吾輩人民各々自ラ之ヲ進取精修セサル可ケンヤ」

夫レ人ハ各々固ヨリ天賦自由ノ精神アリ而シテ之ヲ伸暢拡充セント欲スル者ハ萌芽ナリ萌芽既ニ成長シ蔽ハント欲シテ蔽フ可ラス禁セント欲シテ禁ス可ラズ志士会同シテ懇親連結シ道同フシテ相謀ル者ハ是其花蕾ナリ花蕾已ニ雨ヲ凌キ風ヲ冒シ同気相覓メ同類相援ケ国ヲ体スルノ精誠己ヲ忘ル、ノ公心ヲ以テ天下ノ憂ニ先ツテ憂ヒ天下ノ樂ニ後レテ樂ミ心胆ヲ煉リ志向ヲ凝ラシ遠ク既往ニ徴シ深く将来ヲ慮リ利病ノ起ル所ヲ審カニシ得喪ノ由ル所ヲ察シ天下ノ勢ヲ揣摩シ社会ノ大事ヲ洞觀シ一団ノ赤心抑エント欲シテ抑フ可ラス乃チ発シテ愛國ノ論思トナリ满腔ノ熱血支エント欲シテ支フ可ラス乃チ溢レテ時事ノ究論トナリ輿論ヲ誘起シ公議ヲ輔贊シ国家ノ元氣ヲ鼓舞シ幽裡ノ鬼神ヲ感動シ不羈独立ノ光輝ヲ發揮シ自治自由ノ空氣ヲ呼吸スルヲ得ルニ至ル者ハ即是結菓ニアラズヤ」

凡ソ情ハ事ニ触レテ生シ思ハ物ニ会シテ発ス人誰レカ自由ヲ欲セザラン而シテ其未タ此心ヲ発セサル所以ノ者ハ何ソ他ナシ尚ホ未タ之ヲ発スヘキノ事物ニ会ハザレハナリ之ニ会フノ道ハ何ソ惟タ吾輩人民各自ノ見聞智識ニ是レ由ルノミ蓋シ見聞智識既ニ培養シ萌芽已ニ發育シ花ヲ開キ菓ヲ結ヒ英米人民ノ如キ美容ノ反射ヲシテ将来我日本人民ノ反射タラシメント欲セハ仍ホ惟タ専ラ吾輩人民各自ノ進取精修ニ是レ由ルヘキノミ何ソ之ヲ自己ノ進取精修ニ責メズシテ特リ備ハルヲ政府ニノミ責ムルノ理アラシキ」

嗚呼我県會議員、四君閣下此ニ見アリ始テ我県民自由党ノ懇親会ヲ府中駅ニ開ク吾輩欣躍手ノ舞足ノ踏ム所ヲ知ラス即其身ヲ省ミス其分ヲ揣ラス昧死冒瀆進テ該会ノ後ヒニ侍シ親ク其盛花ヲ觀ルヲ得タリ嗟乎何ノ幸栄カ之ニ如カン尚且期シテ望ムラクハ四君閣下吾輩後進ヲ誘導扶持シ着々歩ヲ進メテ以テ其結菓ヲ視メシ英米人民ノ如キ反射ヲシテ将来我日本人民ノ反射タラシメンコトヲ」

此草稿を御返却被下度伏而奉希上候也

尚々清文章キハン、今世名家文鈔 名家詩文 吉田編集 民法御貸奉願候也

史料8 吉野泰三の深沢権八・千葉卓三郎宛書簡 明治14年（推定） 1月27日 （深沢家文書）

遙ニ高論ヲ辱ス多荷余等曩ニ六郡懇親会ノ挙アリ幸ニ玉履ヲ枉ラレ勿卒之際不堪握汗尔後本県臨時会アリテ登場旁以テ我党團結ノカヲ用ユルヲ欠ク而ルモ出港中ハ幾多ノ艱酸ヲ嘗メ□□□地ニ遊自由党

ノ會議或ハ該党懇親会ノ末ニ侍スルヲ得テ吾輩惰夫モ少シク志ヲ立ルアルニ似タリ帰郡後奔走同志ヲ募リ百五十余名ヲ得テ自治改進黨ト稱シ本月十五日同盟規約ス方ニ将来ニ為スアラントス冀ハ二君ノ如キ近傍僊憑アリテ我党ト憂樂ヲ与ニ共ニセンコトヲ切ニ企図ス俸示サルハノ論文明確偏ニ感服セリ而ルニ論旨漸ノ一途ニ止ルカト聊疑處アリ請試ニ之ヲ陳ン其國ノ政府ハ其民ノ反射一國人民ハ一國政府ノ実体ニシテ一國政府ハ一國人民ノ反射ナリ是故ニ英ノ人民ニシテ英政府アリ米人民ニシテ米政府アリ云々如此ハ理ノ最然ル可キナリ然るニ魯ノ人民ニシテ魯政府アリ清人民ニシテ清政府アリ云々ニ至リテハ吾輩少シク解セサル所アリ若夫自由政体ノ國ナレハ政府素ヨリ人民ノ反射ナルヘク抑圧政体ノ國ナレハ人民反テ政府ノ反射ナルヘシ見ヨ專制独裁ノ政府ニシテ開明自由ノ民アルコト鮮シ故ニ信ス独裁政府ニシテ立憲同自治ヲ許サレハ数千万年ヲ経ルモ恐ラクハ開明自由ノ民ヲ得ベカラス如何トナレハ支那ノ如キ開國以來数千年ナルモ今尚旧習依然タリ米ノ如キ数十年ナラサルモ現時ノ開明アルニアラスヤ是レ他ナシ其自由ヲ与ルト与ヘサルニ由ル然リト雖自由ハ天ノ斯民ニ賦与スルモノナリ故ニ民ニ自由ナキノ國ハ衰自由有ノ國ハ興ル是レ各國々會ヲ設ケサルヲ得サル所以ナリ蓋我國ノ如キモ後來貧困其極点ニ到リテハ人民之ヲ請サルモ止ヲ得スシテ國會ヲ開ク可キハ必然言ヲ俟スト雖吾輩願フ所ハ貧困其極ニ達セサルニ速ニ開設シテ人民ノ自由ヲ伸張シ國家ノ富強ヲ拡充セシメ世界強國ト對峙セントス然レハ則如何シテ可ナルヤ曰進テ政府ニ請願スヘク退テ自治ヲ精修セントス豈特獨リ政府ニノミ迫ルヘケンヤ豈童ニ人民ニノミ責ヘケンヤ譬ハ一樹ヲ養フ如ク其根ハ人民ニシテ其枝葉ハ政府ナリ該樹ヲシテ空氣流通自由ノ庭園ニ移植ハ繁茂日ヲ追テ見ルヘク該樹ヲシテ空氣不通ノ屋裏ニ置ハ如何ホト其根ニ培養スルモ到底萎靡センノミ君夫レ如何

噫今ノ時ハ何レノ時ソ人民卑屈ニ陥眠セリ故ニ之ヲ矯ルニ過激ヲ以テスルモ不可ナカルヘシ余カ論其中正ヲ得ルヤ否ハ余敢テ知ラサル也君幸ニ余カ狂愚ヲ棄ス章ヲ追テ投与救正アラハ幸甚 頓首多罪
一月廿七日

吉野泰三

深沢盟兄

千葉盟兄

史料9 末広重恭の武相懇親会での演説筆記 明治14年2月4・6日 (『朝野新聞』第2213・2215号)

武相懇親会ノ席上ニ於テ會員諸君ニ告グルノ演説 末廣重恭

諸君ハ懇親ヲ結ブガ為メニ此ノ盛宴ヲ開キ一堂ニ會スル者殆ンド三百人ノ多キニ上ボレリ余ハ肥塚上條ノ諸子ト与ニ招待ヲ受ケテ席末ニ列ナルヲ得ルハ何等ノ愉快ゾヤ蓋シ余ハ言談ヲ喜ビ兼テ漫遊ヲ好ミ昨年以來兩野総房ニ奔走シ峽中ニ入り海南ニ遊ビ演説會又ハ懇親会ノ席ニ臨ム者其ノ幾十回ナルヲ知ラズ演説會ノ如キハ七八百人ヨリ千人以上ノ一堂ニ集マルコトモ毎々之レ有リ毫モ寄トスルニ足ラザルナリ獨リ懇親会ニシテ二百人以上ノ會合ヲ為セシハ余ノ未ダ嘗テ実験セザル所ナレバ深く諸君ノ此舉ヲ贊美セザル可ラズ是レ豈結合勢力ノ漸次ニ旺盛ト為ル可キ徵候ニ非ズシテ何ゾヤ

試ミニ思ヘ諸君ノ茲ニ會合スルハ必ズ其ノ目的トスル所アリ偶然ニ出デシニ非ザル可シ何トナレバ諸君ノ目的ハ酒ヲ飲ムニ在ルカ然レバ細君ト對酌スルモ可ナリ己レノ居住スル町村ノ酒樓ニ就イテ小宴ヲ開クモ可ナリ何ゾ必ズシモ凍雪ヲ履ミ寒風ヲ冒カシ山河ヲ跋涉シテ此ノ原町田駅ノ一樓ニ群聚スルヲ要センヤ然レバ諸君ノ目的ハ職業ノ相談ヲ為スニ在ルカ諸君ニハ商売ヲ當ム者アリ耕作ヲ主トスル者アリ生徒アリ學校教師アリ豈ニ能ク各自ノ見込ミヲ杯酒ノ間ニ談ズ可ケンヤ然レバ諸君ノ目的ハ相

識ヲ求メ懇情ヲ結ブニ在ルカ一^レ時ニ数百人ノ相逢フ面ヲ視テ名ヲ記スルニ止マリ何ゾ手ヲ握リ膝ヲ交ヘ旧ヲ話シ新ヲ談ズルニ暇アランヤ故ニ諸君ガ新タニ此ノ懇親会ヲ開キタルハ此等ノ目的ニ非ズシテ他ニ期スル所アル可シ嗚呼余ハ之レヲ知レリ既ニ酔フニ酒ヲ以テシ既ニ飽クニ徳ヲ以テシ演説ヲ聞キ討論ヲ為シ以テ見聞ヲ広メ智識ヲ磨クハ諸君ノ一大目的トスル所ナラン余ハ幸ニ席末ニ在ツテ此ノ盛会ヲ目撃スルニ因リ敢テ「世の中の成り立ち」ノ説ヲ述ベテ諸君ニ告グル所アラントスルナリ

諸君ヨ社会交際ノ有様ハ数回ノ変転ヲ歴テ以テ今日アルニ至レリ試ミニ数千年前吾輩ガ祖先ノ此ノ邦土ニ棲息セシ景状ヲ思考セヨ此ノ時ニ当ツテ君主モ無ク酋長モ無ク貧窶ナル人民ハ水辺海浜ニ彷徨シ己レガ衣食ヲ得ルガ為メニ互ニ相争奪殺戮シ一家ノ外ハ毫モ交際往来ノコトアルヲ知ラズ其禽獸ト相距ル果シテ幾許ゾヤ社会ノ稍ヤ成立シテ村落ヲ為シ郡国ヲ組織スルニ及ベバ交際ノ道モ漸次ニシテ親密ト為ルト雖トモ人民ガ思想ノ單一ナル長上ニ服従スルヲ知ルノミ親戚朋友ノ相往来スルヲ知ルノミ現ニ十年以前封建政治ノ時ノ如キ之ヲ大ニシテ郡国之ヲ小ニシテ村落互ニ隔絶シテ相交通セズ殆ンド桃源郷ト一般ナル有様ナリキ夫ノ封建ノ廢絶ニ因ツテ大ニ社会ヲ混同シ加フルニ道路馬車ノ便利ヲ開キタルヲ以テ交際ハ稍ヤ活潑広大ト為リシガ如クナレトモ其実際ヲ察スレバ農ハ農ト接シ商ハ商ト交リ学者ハ学者政事家ハ政事家ト其直接ノ利害ヲ同ウスル者ノ互ニ相結合ヲ為スニ過ギズ其智識ヲ求ムルガ為メ將タ其ノ目的ヲ一ニスルガ為メニ会合ヲ為シ懇親ヲ結ブガ如キ真成ノ交際ニ至ツテ勢力ノ微々タルヲ免カレズ是レ社会成立ノ未ダ完善ナラザルノ故ニ非ズヤ

然ルニ武相ノ有志諸君ハ今日社会ニ於テ種々ノ障害アルニモ係ラズ奮勵シテ此ノ懇親会ヲ設立シ已ニ三百有余ノ同志ヲ結合スルニ至リシハ誠ニ一大愉快ノ事ト謂フ可キナリ然ルト雖トモ余ノ聞ク所ニ因レバ此ノ一樓ニ集リシ者ハ特ニ多摩川以南相摸川以北ノ人ニ過ギズト諸君ハ之ヲ以テ今日ニ満足スルカ何ゾ此会ヲ拡充シテ武蔵相摸^(模)ノ全国ニ及ボシ武相二国ノ勢力ヲ以テ天下ヲ風靡スルノ計ヲ為サザルヤ蓋シ武相二国ハ往時武勇ヲ以テ天下ニ鳴リ多ク英雄豪傑ヲ出ダセリ見ヨ源頼朝ノ兵ヲ起スヤ其ノ風雲ニ際会スル者ハ多ク武相二国ノ武士ニシテ頼朝ハ相摸^(模)ノ險要ニ拠ツテ四海ヲ制御シタルニ非ズヤ之ニ次イデ北條早雲ハ小田原ニ在ツテ覇ヲ関東ニ稱シ而シテ徳川氏ハ本城ヲ武蔵ニ定メテ三百年ノ久キ天下ノ大權ヲ掌握セリ往時土地荒漠ニシテ人口稀疎ノ時ニ於テスラ猶能ク此クノ如シ今ヤ物産豊阜ニシテ武相ノ殷富ハ日ニ隆起ヲ為スノ時ニ於テ尚ホ関西人ノ為メニ社会ノ勢力ヲ占断セラレ甘ンジテ之ガ下風ニ立ツ如キアラバ諸君ハ汝ノ父祖ニ対シテ自ラ慙ル無キカ

余ハ近頃頻リニ両野武相ノ間ヲ奔走シ其ノ物産ノ多ク人民ノ富メルヲ実験シ深ク望ミヲ後來ニ属スル所アリ北多摩郡ノ如キモ桑田数里ノ間ニ連ナツテ青瓦白壁日光ニ照映ス以テ土地ノ殷富ナルヲ徴ス可キナリ余ハ嘗ニ謂ヘラク我ガ邦ノ民権ハ萌芽ヲ関西ニ發スルト雖トモ之ヲ成就スル者ハ必ラズ関東ニ在リト何トナレバ其ノ貧富ノ程度ニ於テ一大差異アレバナリ蓋シ維新ノ際ニ当リ関西ノ諸藩ハ其ノ兵力ヲ以テ幕府ヲ倒シ武相ノ二国ノ如キモ現ニ関西武士ノ鞋底ニ蹂躪セラレタリ之ガ余響ニ因リ今日一國ノ政權ヲ占取スル者ハ概ネ関西ノ士人ニシテ社会ニ立ツテ一時ノ方向ヲ左右スル者ノ過半ハ亦関西ノ人ニ非ザルハ無ク関東地方ノ人民ハ之レガ頗使ニ従フテ其ノ後ニ瞠若タルノ有様ナリ諸君ハ豈ニ之ガ為メニ痛憤セザルヲ得ンヤ然ルニ余ヲ以テ之ヲ視レバ社会ノ氣運ハ將ニ一大変転ヲ為サントスルノ兆候アリ諸君ハ何ゾ其ノ機會ニ乗ジテ自ラ奮起スルノ計ヲ為サルヤ

余ハ関西人ナリ然レトモ平心ニ之ヲ察スレバ数年ヲ出デズシテ関東ノ勢力ハ遠ク関西ノ上ニ踰越スルノ傾向アルヲ実験セリ請フ諸君ノ為メニ其理由ヲ述ベン夫ノ近畿諸国ヲ除キ山陽南海西海ノ三道ノ如キハ概スルニ人口繁殖シテ土地ニ余力無ク殊ニ物産ニ至ツテハ一モ其顯著スル者アルヲ聞カズ佞令智

識文学ノ稍ヤ見ル可キアルモ開明ノ一大原素タル富有ノ欠乏スルヲ如何ンセンヤ故ニ関西人ノ社会ニ政事上ニ一時ノ勢力ヲ保持スルハ要スルニ封建政治ノ殘屑余塊タルニ過ギザルナリ関東諸国ニ至ツテハ然ラズ沃野千里ニシテ鷄犬ノ声相聞エ加フルニ海外貿易ノ利衝ニ因リ生糸ノ如キ蚕紙ノ如キ許多ノ物産ヲ増加シ遂ニ殷富ヲ以テ天下ニ雄視スルニ至レリ然レバ社会ノ事業ヲ担当シ人民ノ權利ヲ擴張スルノ職掌ニ任ズル者ハ関東諸国ノ人民ニ非ズシテ誰ソヤ

蓋シ真成ノ民権ナル者ハ浮心客氣ヲ以テ之ヲ擴張シ之ヲ保持スルヲ望ム可カラズ茲ニ貧乏書生アリ党ヲ聚メ群ヲ為シ臂ヲ攘ヘテ公言シテ曰ク国会起ス可シ自由ハ鮮血ヲ以テ之ヲ買ハザル可カラズト夫レ此クノ如キハ何ゾ寸毫ノ影響ヲ社会ニ及ボスニ足ランヤ止ダ身体ノ重ズ可ク財産ノ尊ブ可キ者ニシテ始メテ与ニ自由權利ヲ擴張スルノ道ヲ談ズ可キナリ試ミニ思ヘ身ニ襤褸ヲ纏ヒ口藜藿ニ飽カザルノ貧人ヲ捕ヘテ之ヲ囹圄ノ中ニ置カンニ彼レハ一身ノ苦痛ヲ感ズルヨリハ寧ロ其饑死ヲ免カル、ヲ喜ブ可シ此クノ如キ者ハ何ゾ身体由由ノ貴重ナルヲ知ランヤ又茲ニ職業モ無ク田宅モ無キ水呑百姓アランニ政府ヨリ如何ナル号令ヲ發シ如何ナル租税ヲ賦課セシムルトモ其ノ影響ハ毫モ彼レノ經濟上ニ及バザルニ因リ之ヲ視ルコト隔岸ノ火災ニ異ナラザル可シ此クノ如キ者ハ何ゾ財産權利ノ貴重ナルヲ知ランヤ万金ヲ運轉スル商買ニシテ三日ノ拘留ニ逢ハバ之ガ為メニ名譽ヲ損シ利益ヲ失フ果シテ幾許ゾヤ故ニ此ノ人ヤ其身体ノ自由ヲ重ズルノ感情ハ決シテ貧人社会ト同一ナラザル可シ而シテ數町ノ田園ヲ所有シ許多ノ資本ヲ卸シテ工業貿易ニ従事スル者ニシテ法律ノ確定セザル以上ハ如何ナル聚斂口克ニ逢フモ之ヲ避クルノ道ナキヲ知ラバ財産權利ノ鞏固ナルニ非ザレバ吾人ノ幸福ヲ保護スルノ道ナキヲ解得スルニ至ル可シ故ニ民権ナル者ハ身体ノ自由ト財産ノ權利ト相合シテ成立ス豈ニ浮心客氣ヲ以テ之ヲ擴張シ之ヲ保持スルヲ望ム可ケンヤ之ニ加フルニ土地ノ殷富ニシテ生計ノ余裕アル者ハ其ノ財以テ社会ノ利益ヲ起ス可ク其ノ身以テ社会ノ事業ニ任ズ可シ故ニ今日関東諸国ノ人民ニシテ自ラ奮起スレバ天下ヲ風靡スルモ決シテ難キニ非ズ何ゾ関西人ノ下風ニ立ツテ黙々之ガ頭使ニ従フヲ要センヤ嗚呼諸君ヨ吾人ガ天賦ノ自由權利ヲ恢復スルノ名譽ハ豈ニ国ヲ略シ地ヲ闢クノ武功ニ異ナル有ランヤ鎌倉小田原ノ霸氣^(巳)ニ尽キテ徳川ノ雄図モ泯焉ナリト雖トモ相模川ハ旧ニ囚ツテ流レ秩父山ハ万古ニ緑ナリ何ゾ今人ノ独り古人ニ若カザルノ理アランヤ諸君ハ幸ニ乃父乃祖ノ遺業ヲ追思シテ自ラ社会ニ率先シ世人ヲシテ関八州ハ以テ天下ニ敵シ武摸^(機)ノ二国ハ以テ八州ニ敵スルニ足ルノ言ヲ發スルニ至ラシメヨ是レ余ノ深ク諸君ニ望ム所ナリ

史料10「融貫社規則」検討案 明治14年8月 (小島資料館)

^(表紙)

「 明治十四年第八月

融貫社規則

^(融貫社世話人)

㊤

」

緒言

ロアリテ言フ能ハザル之ヲ唾ト云フ耳アリテ聞ク能サル之ヲ聾ト云フ夫ノ唾ト聾トハ人間天賦ノ自由ヲ失ヒ幸福ヲ享有シ能ハザル者ニシテ人生ノ不幸焉ヨリ大ナルハ莫シ嗚呼造物者ノ人間ニ賦与スルノ偏頗ナル彼ニ自由ニシテ此ニ不自由彼ニ幸福ニシテ此ニ不幸ナラシメハ其不自由不幸ナル者豈無情ノ歎声ヲ發シテ怨ヲ造物者ニ歸セサルヲ得ンヤ凡自由幸福ヲ好ミ不幸不由ヲ惡ムハ人ノ常情ニシテ生ヲ喜ビ死ヲ悲ムト云フモ亦此意ニ外ナラス然ラハ則苟モ唾ノ不自由タリ聾ノ不幸タル者奮發興起宜シク之カ医療ヲ加ヘテ自由幸福ノ樂土ニ移住スルノ道ヲ求ム可キナリ

今試ニ西洋各国ノ人民ハ果シテ自由幸福ヲ享有スルヤ否ヲ説クニ英国ノ如キハ人民ノ氣象頗ル活潑有

為ノ力ニ富ミ政府ノ処置若シ人民ニ不利ナルコトアラハ新聞紙ニ演説会ニロフ極メ筆ヲ禿シ其利害得失ヲ痛論シ政府ヲシテ其非ヲ悟ラシメントス故ニ政府ハ輿論ノ勢力強大ナルニ及ヘハ既ニ一旦布告シタル法律ヲモ廢止スルニ至リ輿論公議ノ向フ所ヲ以テ政治ヲ行フノ秘訣ト為シ所謂自由權利ナル者ヲ貴重シ随テ国民ハ自由幸福ノ樂土ニ在テ衣食ス彼ノロアリテ言フ能ハサル不自由ノ唾者耳アリテ聞ク能ハザル不幸ノ聾者ト日ヲ同フシテ語ル可ラス英国既ニ然リ米國他國其他阿蘭瑞西ノ如キ皆然ラザルハ無シ西洋各國人民ノ自由幸福ニ富ム亦盛ナリト謂フ可シ

眼ヲ翻ヘシテ我東洋諸國ヲ通觀スレハ支那ノ如キ其版圖ノ廣大ナルハ英國ニ劣ラス又日本ノ沃饒ハ決シテ米他等ノ諸國ニ讓ラザル可シ然リ而シテ所謂自由權利就中出版言論ノ如キニ至リテハ人民ハ常ニ專制政府ノ支配ヲ受ケ如何ナル嚴法酷律ノ束縛ニ遇フモ政府ニ向テ之ヲ議スルコトヲ得ス畜ニ議スルヲ得ザルノミナラス甚シキハ人民ノ耳目ヲ掩蔽シ政事上ノ談論ハ他人ノ説ヲ傍聽スルヲモ禁止スルニ至ル豈ニ彼ノロアリ言フ能ハザルノ唾者耳アリ聞ク能ハザルノ聾者ト一般ナラズヤ此ヲシモ不自由ニアラス不幸ニ非スト云ハバ天下恐ラクハ一モ不幸不自由ノ者ナカル可シ此時ニ當リ苟モ愛國慨世ノ士タル者粉骨碎身彼ノ西洋諸國ノ如キ自由幸福ノ道ヲ講究セズシテ可ナランヤ

頃日吾儕同志相謀リ一社ヲ神奈川縣南多摩郡原町田ニ設ケ我國ヲシテ立憲帝政タラシムルノ目的ヲ以テ專ラ政事ノ改良ヲ謀リ思想智識兩ナカラ彼此融會貫通シ社会ノ公益ヲ増進セントス名ケテ融貫社ト云フ江湖同志ノ君子冀クハ吾人ノ微意ヲ諒シ吾人ヲシ(イマ)唾タリ聾タルノ不幸ヲ免レシメハ何ノ幸カ此ニ過ンヤ

融貫社規則

第一章

第一条 本社結合ノ目的ハ民權ヲ恢復シ國權ヲ擴張シ國民本分ノ義務ヲ講明シ我國政體ノ改良ヲ以テ創立ノ基礎トス

第二条 本社ハ南多摩郡原町田ニ設置ス可シ

但支社ヲ各地方ニ分設シ其關係ハ別ニ規則ヲ設ク

第三条 本社ハ常ニ数十名ノ常設議員ヲ置テ各地方社員ト社会ノ性格ト一私人ノ性格ニ属スルコトトヲ問ハス苟モ自ラ決スル能ワサル疑問アルトキハ之ニ報答ス

第四条 本社ハ別ニ新誌ヲ刊行シ法律政談或ハ本社ノ録事裁判宣告等ヲ記シ社員ニ頒ツ

第五条 社員各其得ル所ト其好ム所ニ任セ或ハ演説討論ヲ為シ或ハ代言教育等ニ従事シ本社ノ目的ヲ實地ニ拡充スルコトヲ務ムベシ

[以下略]